

平成 20 年 6 月 24 日

各 位

社団法人 日本アクチュアリー会

『国際的な監督基準・会計基準の議論における **保険会社のリスク評価に関する論点**  
- 中間報告書 - 保険債務(保険負債と所要資本)の評価について』  
の公表について

社団法人日本アクチュアリー会(理事長:五十嵐 勉)では、『国際的な監督基準・会計基準の議論における 保険会社のリスク評価に関する論点: - 中間報告書 - 保険債務(保険負債と所要資本)の評価について』(以下、「中間報告書」といいます。)をとりまとめましたのでお知らせいたします。

現在、国際的な監督基準や会計基準において、保険会社や保険契約のソルベンシー基準や負債評価の議論が行われていますが、いずれも経済価値ベース(市場整合的な評価)の考え方を基本としています。

経済価値ベース(市場整合的な評価)

・市場価格または市場整合的な手法を用いた資産・負債のキャッシュフローの評価。

これらの監督や会計に関し議論されている国際基準は、現在適用されている基準から大きく変わるものであり、日本アクチュアリー会では、日本においてこれらの基準が導入されることを想定し、保険数理の専門家としての理論面の検討と、また、実務家として実務面の課題の検討に大きな役割を果たす必要があると考えています。

日本における国際基準導入の検討に積極的に関与するにあたり、今後の経済価値ベース評価の議論を行う上で基礎となる主要論点の整理を行い、今後の日本アクチュアリー会として検討すべきテーマを設定するためにも、標記「中間報告書」を作成しました。

リスクの引受が保険事業の本業であり、保険会社や保険契約の経済価値ベースの評価を考える上では、リスク評価が適切に行われることが必要となります。保険会社の財務諸表で考えた場合、保険会社が抱えるリスクの一部は負債で対応し、一部は資本で対応することが考えられますが、保険会社の抱える全ての要素を整合的にかつ統合的に評価したトータルのリスク水準をカバーすることが重要となります。本中間報告書では、このトータルでカバーすべきリスク水準(保険債務と表記)を中心に、論点の取りまとめを行いました。

また、保険契約には活発な取引市場が少ないため、経済価値ベースで評価する場合、（一部は）保険数理的モデルにより評価することになりますが、保険数理的モデルに保険の有するリスクを適切に反映するための研究も必要となります。また、モデルによる評価という観点では、各保険会社の個々のリスクを適切に評価するために内部モデルの活用も論点となります。

本中間報告書で取り上げた具体的な論点は、保険会社の抱えるトータルのリスク水準の視点として、

全体としてのソルベンシー評価  
保険負債の評価  
所要資本の評価（保険負債と所要資本の役割（リスクの対応の関係））

これらに関連して、財務ポジションの視点で、

負債と純資産の関係

また、保険数理的モデルによる経済価値ベースの評価を行う上での

内部モデルの利用と標準的手法

となっております。（「中間報告書」の概要は別紙1、「中間報告書」は別紙2のとおりです。）

保険負債

- ・保険契約の権利義務関係から生じる保険会社が負うべき債務。将来キャッシュ・フローの見積もりの現在価値を原則とするが、キャッシュ・フローの不確実性（リスク）の一部を含む。

所要資本（SCR；Solvency Capital Requirement）

- ・保険負債を超えるリスクへの対応（リスクカバー）として、監督上要求される資本水準。

内部モデル

- ・各保険会社が抱えるリスクを認識した上で分析・定量化するために保険会社自身が構築するリスク管理ツール。

経済価値ベースの評価を適切にかつ実際の実務として行うためには、アクチュアリーの専門性が必要であり、アクチュアリーは、これから一層そのフィールドが広がり、スキルの向上が求められることになると考えます。

本件につきご意見等ございましたら、[secretariat@actuaries.jp](mailto:secretariat@actuaries.jp)までメールをお寄せ下さい。

以上

本件に関する問い合わせは以下にお願いします。

社団法人 日本アクチュアリー会

TEL：03-5548-6033

## 日本アクチュアリー会について

## 1. 目的

本会は、アクチュアリー学の総合的調査研究活動を通じ、アクチュアリーの専門職としての職務遂行能力の維持向上を図り、保険事業・年金事業等アクチュアリーが関与する事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

## 2. アクチュアリーとは

アクチュアリー (Actuary) は、確率・統計などの手法を用いて、不確定な事象 (= リスク) を扱う数理のプロフェッショナルです。アクチュアリーの多くは保険会社や信託銀行などに所属し、保険や年金の料率設定、決算などに関わる保険数理・年金数理業務を行っています。また、規制緩和や金融の国際化の進展に伴い、より多様化・複雑化する保険や年金の開発、さらにリスク管理といった分野においても、アクチュアリーの果たす役割はますます重要になってきており、広く海外でも知られる国際的な専門職として、グローバルな活動を行っています。

## 3. 概要

本会は、明治 32 年 (1899 年) に創立され、100 年を超える歴史を持つ伝統ある団体であり、会員には資格試験の合格状況などに応じて、正会員、準会員、研究会員などの区分があります。現在は社団法人の法人格を有し、上記目的に沿って、アクチュアリー学の研究調査、アクチュアリーの教育・育成、資格試験の実施、海外のアクチュアリー団体との交流など幅広い活動を行っております。

本会は、従来から、わが国の保険行政に関して行政機関からの諮問を受け答申するなど、積極的な活動を行っております。現在では、本会は、保険業法第 122 条の 2 の規定に基づく指定法人として指定されており、金融庁より、保険会社の保険計理人の実務基準ならびに標準責任準備金の計算の基礎となる係数である標準生命表の制定および必要な改正を行う業務の委託を受けております。

## 4. 会員数

平成 20 年 3 月末日現在の会員数は次のとおりです。

|      |                  |                  |
|------|------------------|------------------|
| 個人会員 | 正会員<br>(うち、名誉会員) | 1,219 名<br>(7 名) |
|      | 準会員              | 830 名            |
|      | 研究会員             | 1,716 名          |
|      | 合計               | 3,765 名          |
| 賛助会員 |                  | 112 法人           |